

「2025国際ロボット展」
静岡県ブースに係る設営等業務委託仕様書

1. 委託期間 委託契約締結日から令和7年12月6日（土）まで
2. 予算上限額 2,230,000円（税込み・10%） ※内消費税 202,727円
3. 業務内容
 - 静岡県ブース設営（必要資材製作、床工事、電気工事等も含む）
撤去に関わる業務全般（準備、搬入、設営、撤去、廃材処理、搬出）
希望する共同出展社のレンタル備品手配（希望者には有料対応）
ブース設営に関する主催者宛申請書類等の作成等
 - 各企業ブースに関する、出展企業との調整（展示台面積・高さ、電源、展示物重量、備品、キャッチコピーなど）
 - 装飾に出展社の出展製品等画像写真等を使用する場合の、出展社との直接打合せ、写真データ等の直接収集作業
 - 各出展社パネル・ポスターなどの設置等作業手伝い（搬入・搬出時）
 - 出展者説明会への参加及び、県ブースの装飾・レイアウトについての説明

①展示会概要

名 称： 2025国際ロボット展
会 期： 令和7年12月3日（水）～6日（土）10：00～17：00
設営・搬入： 令和7年12月1日（月）～
搬 出： 令和7年12月6日（土）17：30～（手運びは17：00～）
会 場： 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

②静岡県ブース概要（別紙、小間図面＜全体平面図＞参照）

出 展 数： 県内企業6社
ブース番号： W4-86（西4ホール）
ブース面積： 複列小間6小間（基礎小間W8,910×D2,970×H2,700mm）（3面通路）

4. ブース装飾・レイアウト

（1）全体

- ①静岡県のブースであることがスグにわかるようにすること
（静岡＝青色にはこだわりませんので、ご提案ください。）
- ②展示会の主旨に合ったデザイン性に優れたものとする
- ③来場者にとって視認性（全体イメージ、看板サイズ、明るさ等）が高いこと
- ④出展社・来場者の動線に配慮した機能性が高いレイアウトであること
- ⑤各社展示スペースは、サイズ・場所等の公平性を考慮し、一体感を演出すること
- ⑥出展社ファーストの考え方でのブース装飾・レイアウトであること
- ⑦デザイン中の名称は「静岡県」で統一し、「(公財)静岡県産業振興財団」を入れる必要はない。
- ⑧共同のストックルームを設置すること
- ⑨商談コーナー及び、受付(インフォメーション)の設置は不要
- ⑩装飾の高さ制限：隣接面～2.7m、通路面～3.6m、1mセッバックして～4.5m
↑超える場合は、隣接出展者との事前協議が必要(出展マニュアルP17)。
- ⑪「2025 国際ロボット展」出展マニュアルに記載されている、小間装飾規定に従った
ブース装飾・レイアウトであること

(2) 各社展示スペース

- ① 6社分の展示スペースを公平に、展示台の広さを優先として設置すること
- ② それぞれ独立したブースとし、来場者とは対面式とすること
(出展社募集案内時には、占有スペース予定として W2.0m×D1.5m 程度/社と記載済み)
- ③ 展示台の下には、カタログ等を置くことができる収納スペースがあること
(展示台不要の企業についてはこの限りではない)
- ④ 照明は、全体及び各企業に対し明るい印象となる照度とすること
- ⑤ 背面の壁に A 1 サイズのパネル・ポスターの掲示スペースを最低 2 枚分確保すること
- ⑥ 背面の壁は、重量物(電飾パネル・モニター等)が設置対応可能とすること
(標準仕様はアルミパネル・ポスターを設置できる強度の仕様。但し、重量物の設置により補強・専用取付工具等が必要となる場合の追加費用は該当出展社が負担)
- ⑦ 社名版は、社名、キャッチコピーを掲示するデザインとすること
- ⑧ カタログスタンド(5 段以上)、及び展示台の高さに合せた椅子(カウンターチェアなど)を各 1 ヶ設置すること
- ⑨ 100V、2 口コンセント(電気容量 500W)を設置すること
- ⑩ 背面の壁に取り付けるパネルを固定するためのベルクロ(マジックテープ)、チェーン、S 字フック、釘等を用意すること(各社分)

(3) ストックルーム

- ① 全出展社が使用できるスペースを確保すること。
- ② スマホ・PC 等充電用などのための電源タップを設置すること(小口数多めを希望)。
- ③ 作業台としての机を 1 台置く事(椅子は不要)。
- ④ 会期中、脚立 1 脚を置いておくこと(作業発生があった場合の対応用)
- ⑤ 粘着カーペットローラー(商品名: コロコロなど)を 1 つ用意すること(ブース内の床清掃用)

5. 留意事項

- (1) ブース装飾・レイアウトのコンセプトを明確にすること
- (2) 見積には電気幹線工事費(1 次側)、電気使用料も織り込むこと
- (3) 搬入日は各社の搬入作業が終わるまで常駐すること
- (4) 見積は消費税率を 10%として算出すること
- (5) 委託費の支払いは業務完了後の精算払いとなること
- (6) 天災、流行性ウイルスの影響等やむを得ない事由により共同出展が中止となった場合は、減額を含め、契約内容の変更又は取消する場合があること(中止と連絡した日までに支出した契約に関する経費については支払いを行う予定)
- (7) その他仕様書に記載の無い事項については、双方協議の上で決定すること

6. その他

コンペ実施のうえ契約となった際には、当財団主催の出展者説明会に参加し、県ブース装飾の説明と、出展企業からの質疑に応じる事。但しその際の旅費は当財団において負担しない。

出展者説明会実施日: 令和 7 年 9 月 17 日(水)午後を予定